



島根県報

平成25年7月26日（金）

第2,515号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水 産 課) 2

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

生活保護法の規定による介護機関の指定 (") 3

生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届出 (") 3

生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届出 (") 4

生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 (") 4

補助金等交付規則第3条の規定により島根県放課後児童クラブ施設整備費補助金 (青 少 年 家 庭 課) 4

の交付の対象等を定める告示

平成25年度定期種畜検査に合格した種畜 (食 料 安 全 推 進 課) 5

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 5

解除予定保安林（4件） (") 6

保安林の指定（3件） (") 8

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 (水 産 課) 10

漁業災害補償法の規定による同意 (") 10

国土調査の指定 (用 地 対 策 課) 10

島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更 (会 計 課) 11

公布された条例等のあらまし

◇島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第57号）

1 規則の概要

- (1) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の改正に伴う引用条項の整理（第7条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第57号

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年島根県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「第13条第2項」を「第14条第2項」に、「認定農工商連携事業の場合」を「認定農工商等連携事業の場合」に改め、同条第2項中「前項に」を「同項に」に改め、同条第3項中「ときは、」の次に「貸付申請書等を」を加え、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「貸付申請書等の」の次に「送付又は」を加える。

第8条第1項中「同条第4項」を「同項」に改める。

別表第1号の表第1号から第7号までの規定中「認定農工商連携事業の場合」を「認定農工商等連携事業の場合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告**示**

島根県告示第528号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年 7 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
桜ヶ丘薬局	出雲市大津町3656-6	平成25年 7 月 1 日
心身一如身土不二医食同源自然治癒力活性心療漢方内科横田駅前スサノオクリニック	仁多郡奥出雲町横田1017番地8	平成25年 7 月 1 日
ほほえみ歯科	松江市西川津町491-11	平成25年 7 月 1 日
ビタミン・ミネラル自然治癒力活性全人医療医食同源心療内科漢方松江駅前クリニック	松江市東朝日町136番地2	平成25年 7 月 1 日

島根県告示第529号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年 7 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
株式会社中林建築設計事務所	出雲市今市町北本町五丁目4番地3	通所介護	介護予防センター早稲田イーライフ出雲	出雲市大津新崎町一丁目29-1	平成25年7月1日
株式会社中林建築設計事務所	出雲市今市町北本町五丁目4番地3	介護予防通所介護	介護予防センター早稲田イーライフ出雲	出雲市大津新崎町一丁目29-1	平成25年7月1日
株式会社建装	出雲市平田町1733-6	居宅介護支援	居宅介護支援事業所あんしんサポート	松江市東出雲町揖屋116-1	平成25年7月4日
株式会社建装	出雲市平田町1733-6	福祉用具貸与	福祉用具貸与・販売事業所あんしんサポート	松江市東出雲町揖屋116-1	平成25年7月4日
株式会社建装	出雲市平田町1733-6	介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与・販売事業所あんしんサポート	松江市東出雲町揖屋116-1	平成25年7月4日
株式会社建装	出雲市平田町1733-6	特定福祉用具販売	福祉用具貸与・販売事業所あんしんサポート	松江市東出雲町揖屋116-1	平成25年7月4日
株式会社建装	出雲市平田町1733-6	特定介護予防福祉用具販売	福祉用具貸与・販売事業所あんしんサポート	松江市東出雲町揖屋116-1	平成25年7月4日
株式会社建装	出雲市平田町1733-6	訪問介護	訪問介護事業所あんしんサポート	松江市東出雲町揖屋116-1	平成25年7月4日
株式会社建装	出雲市平田町1733-6	介護予防訪問介護	訪問介護事業所あんしんサポート	松江市東出雲町揖屋116-1	平成25年7月4日
岩成工業株式会社	出雲市大社町杵築西1892番地	通所介護	GENKINEXT出雲	出雲市今市町869番地7	平成25年7月1日
岩成工業株式会社	出雲市大社町杵築西1892番地	介護予防通所介護	GENKINEXT出雲	出雲市今市町869番地7	平成25年7月1日
医療法人社団蛸雪会	雲南市大東町大東2416-5	通所リハビリテーション	デイケアはまもと	雲南市大東町大東2416-5	平成25年6月13日
医療法人社団蛸雪会	雲南市大東町大東2416-5	介護予防通所リハビリテーション	デイケアはまもと	雲南市大東町大東2416-5	平成25年6月13日
合同会社アユジック	江津市後地町825番地1	居宅療養管理指導	はあと薬局	江津市後地町825番地1	平成25年7月1日
合同会社アユジック	江津市後地町825番地1	介護予防居宅療養管理指導	はあと薬局	江津市後地町825番地1	平成25年7月1日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年7月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	休止年月日
高橋内科医院	出雲市今市町1222-3	平成25年7月1日

島根県告示第531号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年7月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		休止する事業	事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人高橋内科医院	出雲市今市町1222-3	居宅療養管理指導	高橋内科医院	出雲市今市町1222-3	平成25年7月1日
医療法人高橋内科医院	出雲市今市町1222-3	介護予防居宅療養管理指導	高橋内科医院	出雲市今市町1222-3	平成25年7月1日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4番14号	居宅介護支援	アースサポート 松江	松江市古志原一丁目6番1号	平成25年8月1日

島根県告示第532号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年7月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		実施する事業	名称	事業所		変更年月日
名称	主たる事務所の所在地			所在地		
				変更前	変更後	
合同会社轍	大田市久利町久利815番地	通所介護	宅老所ゆ〜に	大田市川合町川合2504番地1	大田市久利町久利815番地	平成25年4月1日
合同会社轍	大田市久利町久利815番地	介護予防通所介護	宅老所ゆ〜に	大田市川合町川合2504番地1	大田市久利町久利815番地	平成25年4月1日

島根県告示第533号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県放課後児童クラブ施設整備費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県放課後児童クラブ施設整備費補助金の交付の対象等を定める告示（平成24年島根県告示第551号）は、廃止する。

平成25年7月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県放課後児童クラブ施設整備費補助金

2 補助金等の交付の目的

放課後児童クラブの整備を促進し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

3 補助金等の交付の対象である事業、整備区分、補助事業者の範囲及び交付額

交付の対象である事業	整備区分	補助事業者の範囲	交付額
放課後児童クラブの施設整備	創設	市町村	別に定める額に3分の2を乗じて得た額以内の額
	改築	社会福祉法人	
	拡張	公益社団法人	
	大規模修繕	公益財団法人	
	応急仮設施設整備	特例社団法人 特例財団法人	

島根県告示第534号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による平成25年度定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成25年7月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
31232010005	長橋（日馬繁32S00014）	馬 日本輓系種	2級
31232010006	こん太（日馬繁32S00015）	馬 日本輓系種	2級

島根県告示第535号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年7月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

安来市上吉田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

安来市上吉田町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第536号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 解除予定保安林の所在場所

松江市大垣町字小川田1967-5（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2(1) 解除予定保安林の所在場所

松江市大垣町字観音寺1081-4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

3(1) 解除予定保安林の所在場所

松江市東長江町1314-19

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

4(1) 解除予定保安林の所在場所

松江市大垣町字小川田1967-2、1967-10

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

5(1) 解除予定保安林の所在場所

雲南市吉田町民谷字宇山1088-4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 6(1) 解除予定保安林の所在場所
仁多郡奥出雲町河内1220-18、1220-26、1220-27
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第537号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 7 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
邑智郡邑南町日貫3862-80から3862-82まで
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
邑智郡川本町大字川本2816-15から2816-17まで
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所
鹿足郡吉賀町柿木村福川1546-13
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第538号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 7 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
益田市匹見町紙祖イ2142-2、イ2142-3、イ2144-3、イ2144-4（次の図に示す部分に限る。）、イ2149-3、

イ2149-6、ロ861-3、ロ863-6、ロ863-7

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第539号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 解除予定保安林の所在場所

松江市東生馬町545-20、東生馬町字平ノ上728-2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所

雲南市大東町金成540-1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3(1) 解除予定保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町柿木村白谷1348-8、1350-4、1350-5

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第540号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市鹿島町名分字湯戸523-1、523-2、1553、字上ノ地531-4、532-1、1552

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第541号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市宇野町234-2、236、238、2374-1、2374-7、2376-1、2377-2、2377-6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第542号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市三隅町矢原2452（次の図に示す部分に限る。）、397内1、2452内1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第543号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成21年島根県告示第540号による保険に付すべき義務は、平成25年7月13日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成25年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

江津市加入区

西郷加入区

知夫村加入区

島根県告示第544号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成25年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 加入区の名称

五箇・都万加入区

2 加入区の区域

漁業協同組合JFしまね西郷支所の地区のうち五箇出張所及び都万出張所の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表17の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

島根県告示第545号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成25年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成25年7月10日	出雲市	菅田地区	告示の日から平成27年3月31日まで

島根県告示第546号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成25年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
905	浜田市河内町1931番地 一般社団法人 浜田自動車協会 代表理事	浜田市河内町1931番地	一般社団法人 浜田自動車協会 代表理事	社団法人 浜田自動車協会 理事長